国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成21年４月１日～平成22年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	9,349,852,175		
一般管理費	468,600,319		
財務費用	4,804,373		
その他の費用	444,746	9,823,701,613	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△1,220,932,036		
入学料収益	△220,749,600		
検定料収益	△61,666,600		
受託研究等収益	△675,613,703		
受託事業等収益	△39,153,069		
寄附金収益	△157,905,488		
資産見返運営費交付金等戻入	△76,428,555		
資産見返寄附金戻入	△61,788,289		
財務収益	△7,314,096		
雑益	△165,430,586		
その他の収益	△3,104,278	△2,690,086,300	7,133,615,313
Ⅱ　損益外減価償却等相当額			
損益外減価償却相当額		1,327,092,619	
損益外固定資産除却相当額		158	1,327,092,777
Ⅲ　損益外減損損失相当額			14,577,198
Ⅳ　引当外賞与増加見積額			13,106,568
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			134,738,499
Ⅵ　機会費用			
国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		37,572,604	
政府出資等の機会費用		1,349,237,970	1,386,810,574
Ⅶ　国立大学法人等業務実施コスト			10,009,940,929

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「特別教育研究経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を、また、学内プロジェクト等の一部については業務達成基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	３～42年
工具器具備品	２～15年
船舶	５～12年
車両運搬具	２～６年

なお、受託研究収入により購入した資産については当該受託研究期間を耐用年数として、リース資産についてはリース期間を耐用年数とする定額法によっています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第83）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金による財源措置のない教職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支出見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

また、翌期以降の運営費交付金による財源措置のなされる教職員の賞与については賞与引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第85第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

５．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　最終仕入原価法

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しています。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の決算日における利回りにより計算しています。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によります。

第明治三十二種郵便物認可